

## 釧路市建設工事に係る入札金額内訳書の取扱い等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第20条の規定及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第12条及び第13条の規定を踏まえ、釧路市が発注する建設工事の入札において、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の適正な積算を促進するため、入札参加者に入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 内訳書の提出対象となる建設工事は、予定価格が200万円を超えるものとする。

### (内訳書の提出)

第3条 入札参加者は、対象とする建設工事の入札に当たり、入札書に記載した金額と整合する内訳書を提出しなければならない。

2 内訳書の提出は、第1回目の入札の際に入札書とともに提出するものとする。

3 提出された内訳書は返却しない。

### (様式)

第4条 内訳書の様式については、下表のとおりとする。

工種	様式
土木、建築、舗装、電気、管、水道、機械、塗装、造園	様式1
電気、機械のうち、下水道施設課及び阿寒上下水道課並びに音別上下水道課が下水道事業として発注する工事	様式2

### (入札の無効)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

(1) 内訳書が未提出である場合

(2) 提出された内訳書が未記載である場合

(3) 内訳書に記名押印がない場合

(4) 入札書と内訳書の工事名が一致しない又は内訳書に工事名がない場合

(5) 入札書と内訳書記載の金額が一致しない場合

(6) 入札者（代理人を含む）以外の者が内訳書を提出した場合

### (審査)

第6条 審査は、内訳書に関し前条各号に掲げる事項について確認するものとし、開札時に行う。

2 審査において、談合等の不正行為が疑われる場合は、当該入札を保留とし、釧路市建設協議会に報告し必要な措置等を講ずる。

(建設業法第20条第1項等より見積書において特に内訳明示することとされている経費)

第7条 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共の掛金及び安全衛生経費については以下の考え方に基づいて記載するものとする。

(1) 材料費及び労務費については以下の項目に則り直接工事費の内数として記載する。

	材料費	労務費
必須項目	・ 主要な材料費	・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・ 雑材費 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金	・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務
不要項目		・ 現場技術職員等の給与、手当 ・ 資材搬入の運転労務

(2) 現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料含む)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む)の法定の事業主負担額は現場管理費の内数として記載する。※建築工事にあたっては、工事原価の内数として記載する。

(3) 建設業退職金共済制度の掛金(建退共掛金)については以下の条件に則り現場管理費の内数として記載する。

記入内容	条件
必要金額の記入	・ 掛金納付の対象労働者がいる場合 ・ 下請け予定事業者が建退共制度の加入事業者である場合 ・ 入札参加者が建退共制度の加入事業者かつ当該工事現場に従事する労働者がいる場合
「—(ハイフン全角)」の記入	・ 掛金納付の対象労働者がいない場合 ・ 入札参加者及び全ての下請け予定事業者が建退共制度の加入事業者でない場合 ・ 入札参加者が建退共制度の加入事業者であるが当該工事現場に従事する労働者がいない場合

(4) 労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費(安全衛生経費)は関連する費目が多岐にわたっているため工事原価の内数として記載する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。